

一般社団法人日本金型工業会 競争法コンプライアンス規程

第1条（目的）

一般社団法人日本金型工業会（以下、「当工業会」という）は、わが国における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」及び同法と同様の趣旨で制定された各国・地域の競争法（以下合せて「競争法」という）を十分に尊重し、当工業会の活動が、市場の公正かつ自由な競争を制限又は阻害することなく会員並びにその役員及び従業員が安心して活動を行う事が出来る環境を整備するために本規程を定める。

第2条（定義）

1. この規程で「会合」とは、総会、理事会、役員会、委員会、部会、地区会、懇親会等形式を問わず当工業会の活動とされる全ての会合をいう。
2. この規程で「会議」とは、会合のうち、懇親会以外のものをいう。
3. この規程で「懇親会」とは、会合のうち新年懇親会等の懇親を目的とするものをいう。
4. この規程で「会員」とは、当工業会を構成する正会員及び賛助会員の法人及び個人をいう。
5. この規程で「当工業会役職員」とは、当工業会の会長、副会長、監事、理事及び事務局員をいう。

第 3 条（適用範囲）

本規程は、当工業会の全ての活動に適用され、当工業会役職員、当工業会の活動に参加する会員並びにその役員及び従業員に適用する。

第 4 条（責任者及び責務）

本規程の当工業会における総括責任者は会長とし、専務理事及び常務理事がその事務を補佐するものとし、本規程の内容又は運用に疑義が生じる又は生じるおそれがある場合には、専務理事が速やかに理事会に報告する。

第 5 条（会合における禁止事項）

当工業会が主催する会合においては、次のような事項について話題にしてはならない。

但し、既に公表されているものはこの限りではない。

1. 販売価格、価格戦略、価格変更の予定などの価格、又は数量に関する事項
2. 取引に係る顧客・販路、又は供給のための設備・技術開発や利用等に関する事項
3. その他、競争法に抵触するおそれのある行為

第 6 条（会合の運営）

1. 会合には、当工業会事務局員又はその他の当工業会役職員が 1 名以上出席することを基本とする。
2. 会議の議長及び事務局は、会議において、議題、配布資料等について競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていない事を事前に確認する。

3. 会議においては、原則として、事前に確認した議題及び配布資料等に沿って議論する。
4. 会議の議長又は事務局は、その冒頭において、競争法及び本規程を遵守することの確認をする。会議の議長、主催者及び出席者並びに当工業会役職員は、会議の進行中において、出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断した場合は、発言者に注意を促すなど会議の適切な進行を図るものとする。それにもかかわらず、発言者が当該発言を中止しなかった場合、会議の議長は、当該会議を終了させたうえで、当該終了事由を会議議事録に記載させ、遅滞なく顛末を専務理事経由で会長に文書で報告する。
5. 会議の議長は、適切な対応を行ったことの記録を残す。事務局長は、会議議事録の原本又は写しを保管する。
6. 懇親会において、競争法上問題となるおそれがある行為をした者があった時には、当工業会役職員及び出席者は、発言者に注意を促し、それにもかかわらず、発言者が当該発言を中止しなかった場合は、当該懇親会を終了させた上で、専務理事経由で会長に文書で報告する。

第 7 条（統計業務）

1. 統計情報の収集・管理（以下、「統計業務」という。）は、当工業会の会長より指名された事務局員（以下、「統計担当者」という。）のみが行う。
2. 当工業会が会員及び非会員の法人又は個人から収集する情報は、実績値のみとし、将来予測に関する情報は収集しない。

3. 統計業務に携わる統計担当者は、会員及び非会員の法人又は個人から収集した情報は機密扱いとし、他の会員を含む第三者に流出しないように厳重な管理を行うものとする。
4. 一般又は会員に対して統計情報を提供する場合は、競争法上の問題を引き起こすことのないよう、具体的な個社情報の特定及び抽出ができなくなるよう概括的かつ集合化した情報のみを提供するものとする。

第 8 条（自主規制・規格の策定及び自主認証・認定）

1. 当工業会は、自主規制・規格の策定及び自主認証・認定（以下「自主規制等」という）にあたり、第 5 条に関わる競争を阻害する内容のものを策定等してはならない。
2. 当工業会は、会員に対し、自主規制等の遵守及び利用を強制してはならない。

第 9 条（会員等への周知徹底）

当工業会は、本規程をホームページに掲載して公開し、当工業会役職員、会員並びにその役員及び従業員に対して周知徹底を図る。

第 10 条（調査及び罰則）

1. 専務理事及び常務理事は、本規程に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合は、事務局の協力を得て、その原因について調査・分析を行い、その結果を会長に報告しなければならない。
2. 理事会は、前項の調査結果に応じて適切な措置を講じるものとする。

3. 専務理事あるいは事務局員が、本規程に違反する行為を行った場合には、就業規則に従って懲戒する。

第 11 条（既定の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和 2 年 11 月 25 日から実施する。